

第 66 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 4 年 12 月 21 日 (水) 17:00~19:00

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上 8 名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 松本 工 相互接続推進部 制度・料金部門長
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
木下 雅樹 設備本部 相互接続推進部
制度料金部長

KDDI 株式会社 関田 賢太郎 相互接続部長
松原 遼 相互接続部 接続制度グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長

小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 アクセス相互接続課 課長

南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 移動相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

佐々木 太志 MVNO委員会 運営分科会主査

三宅 義弘 MVNO委員会 運営分科会副主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長

小畑 至弘 常任理事

一般社団法人 I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

松本 心平 事務局長

株式会社 N T T ドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長

下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総務課長、
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
永井料金サービス課課長補佐、前田料金サービス課課長補佐

■ 議事概要

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について
 - ・ 事務局より、資料66-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する骨子案
 - ・ 事務局より、資料66-2について説明が行われた後、質疑が行われた。
- シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング
 - ・ K D D I 株式会社及びソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社より、それぞれ資料66-3及び66-4について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 着信事業者が設定する音声接続料の在り方について
 - ・ 事務局より、資料66-5について説明が行われた後、質疑が行われた。

■ 議事模様

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案について

【辻座長】 本日の議題は、まず「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証」の対象サービス等の案であります。本件につきましては、前回会合までにMNO及びMVNOからヒアリングを行いました。今回は、そのヒアリング等での議論を踏まえた対象サービス等につきまして事務局より御説明いただき、MVNO等から要望のあったサービス等につきまして、本件の検証を行う合理性を検討したいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料66-1に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。3つの基準にしたがって検討した結果、3つのサービス等についてスタックテストの対象にしてはどうかという御提案であります。

それでは、ただいまの事務局の説明に対して御質問等がございます構成員の皆様には、チャットまたは御発言にてお願いいたします。

御意見、コメント等がないようです。ただ、これに関してはこれまで議論を重ねてまいりまして、本日のプレゼン資料も非常によく問題の点を明らかにしておられます。

こちらでもってスタックテストの開始ということで、私は良いと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本日提示されましたサービス等の案につきまして、本件の検証対象とする合理性を認めるということにしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 そのように取り計らいたいと思います。ありがとうございました。

○ 卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する骨子案

【辻座長】 それでは、続きまして2つ目の議題であります。卸協議の適正性の確保に係る制度整備に関する骨子案に移りたいと思います。本件につきましては、第64回会合までに関係事業者からのヒアリングを行い、前回第65回会合にて、事務局からそれらを踏まえた論点整理案の提示がございました。今回は、前回までの議論を踏まえた骨子案につきまして事務局より御説明いただき、意見を交換したいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料66-2に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がございます構成員の皆様方は、チャットまたは御発言にてお知らせください。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、西村暢史構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。

1点、事務局作成の資料についてお伺いさせていただければと思っております。資料6ページのところの論点2関係、接続料相当額の提示を求める範囲について、移動通信分野における接続料を設定していないものの接続料相当額の提示に関して、「論点整理案」の2行目に「基本的には提示を求める」という言葉があるのですが、この「基本的には」という意味について御説明いただけますでしょうか。以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは事務局お答えください。

【前田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御質問ありがとうございます。

現時点で接続料を設定していないもののうち、特に競争上、接続料相当額を出していたほうが良いと思われるものについては、恐らく5GやeSIMに関するものというものが該当すると思っております。そちらについては接続料相当額の情報を出していただくということが良いかと思っております。その反面、例えば緊急通報や優先電話に関する部分については、事業者にお伺いしても、接続料相当額にあたる部分を算定しようとすると、明確にこれがコストだという数字を出すのがなかなか難しいという部分もあろうかと思っております。今後、「基本的には」と記載している点について、一部については、必ずしも接続料相当額の提示を求めないことは明確化していきたいと考えてございます。

【辻座長】 ありがとうございます。西村構成員いかがでしょうか。

【西村（暢）構成員】 よく分かりました。接続料相当額を提示させる具体的な役務に関しましては、やはり、今後議論が必要であろうと思った次第でございます。以上です。ありがとうございました。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 多少感想になるのですが、接続料相当額については、モバイルにおいてはある程度提示してもいいのではないかとということですが、固定では、接続料相当額の提示そのものが非常に難しいという反応だと理解しております。一方、ソリューション型役務の扱いについては、固定ではソリューション型役務の役割が大きくないので、除外しなくても問題ないが、モバイルでは、役務提供義務や情報提示義務といった点について慎重な対応を要するような感じがいたしました。やはり固定では、あまりカスタマイズがされないのが、信頼性や品質も含めて、どういったネットワークを構成して提供するかということが、利用効率も含めて非常に重要な情報である一方で、モバイルでは、非常にカス

タマイズされているので、情報の提供が難しいのかと思いました。結局、これから議論になると思うのですが、ネットワークの構成と品質の関係や、あるいはカスタマイズのレベルを、どこまでならほかにも情報提供できるのかといった議論がこれから必要になってくるのではないかという感じがいたしました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。酒井構成員のご指摘は大変重要な点でありまして、サービスの提供に様々なパターンがある場合、おっしゃるように全ての範囲を網羅して一律的に提示させることはできません。接続料相当額といった情報の提示をどのように、どこまで求めるかについては、また今後の議論になろうかと思えます。ありがとうございました。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

では、本日頂きました議論を基にして、さらに報告書の作成等に向けて御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○ シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング

【辻座長】 では続きまして、シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリングに移りたいと思います。本件につきましては、第64回会合におきまして、KDD I 株式会社から問題提起があったものです。前回会合でお示しました検討事項に基づき、今回は、関係する事業者としてKDD I 株式会社及びソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の2社から御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まずKDD I 株式会社より御説明をお願いいたします。

【KDD I】 KDD I、関田でございます。

それでは、資料66-3に基づきまして、シェアドアクセス方式の接続料算定方法に関する我々の考え方を御説明させていただきたいと思えます。

まず、右肩1スライド目でございます。当社のFTTHサービスの御紹介ということで、当社グループでは、関東・中部・沖縄エリアは自前設備で、それ以外の地域では、NTT東日本・NTT西日本様の接続機能であるシェアドアクセスを使って、全国でのサービス

を実現しております。これらの方法により、独自性・多様性を発揮したサービスを提供できているのではないかと考えているというところでございます。

具体的には、右肩2スライド目でございます。2018年、当時世界最速ということで10ギガサービスを提供させていただいておりますし、ここには書いておりませんが、その数年前には1ギガサービスというのをいち早く提供するなど、これまで当社はF T T H市場を牽引してきたという自負がございます。

3スライド目でございます。しかしながら、まだまだN T T東日本・西日本様のシェアが高い状況というところでございまして、競争としては不十分なのではないかと見えております。我々としては、サービス卸（光コラボ）のみではなく、接続、シェアドアクセスによる競争の促進というのがより必要なのではないかと考えているところでございます。

4スライド目は、そのような前提におきまして、当社のシェアドアクセスに関する課題認識でございます。シェアドアクセスの分岐端末回線につきましては、費用負担の方法が「特殊な整理」という形になってございます。この特殊な整理というのは、右下、これは前々回の会合の我々の資料でお示したものを抜粋したものでございますが、2004年当時、各事業者が専属的に利用するものだという整理が図られまして、個別負担ということで整理されております。これによりまして、他の接続機能やサービス卸とは差分が生じている状況ではないかと考えています。こういった状況が現状も適切な整理であるのか、他の事例と公平性が保たれているのかといったところが課題認識でございまして、我々としては、ルールの見直しが必要なのではないかと考えております。

続いて、右肩5スライド目でございます。では具体的にどのように特殊なのかというところを図示してまいりました。下の図でございまして、左下がシェアドアクセスですが、網改造料に準じた算定というものが適用されておまして、お客様が解約し、その分岐回線が残置回線になったというときには、申込み事業者、つまり我々が個別に負担し続けるという整理になってございます。

一方、同じ接続機能ですが、シングルスター方式の場合には、網使用料という算定方法が適用されておまして、解約により残置回線が生じたとしても接続事業者の負担はないという整理になっています。また、サービス卸、コラボ光については、協議次第というところがあるため想定となりますが、恐らく残置回線の負担はないのではないかと考えております。こういった点で、差があるのではないかと考えております。

続きまして、6スライド目でございます。ここからは前回の事務局資料における論点に沿った御説明になります。まず1点目が、残置回線数のボリュームがどうなのかといった点について、構成員限りではございますが、数字を示させていただいております。また、この経緯において我々がどのような検討を行ってきたというところも、小さい文字で恐縮ですが、書かせていただいているというところがございます。見ていただくと分かりますが、かなりのボリュームになってございます。この数字に、単純平均で月額420円ほどの残置回線の負担がございますので、金額に直しましてもかなりの金額になるということがご覧いただけるかと思えます。

続きまして、7スライド目でございます。お客様への案内状況です。これまで当社において解約があった場合に、お客様にどのような案内をしてきたかというところがございます。先ほど来申し上げておりますが、シェアドアクセスの場合、解約を契機に費用が発生してしまいますので、その点に鑑みたお客様対応を行ってきたというところがございます。内容を構成員限りにさせていただいておりますが、最後、直近の2022年7月以降の状況だけ御説明いたしますと、消費者保護ルールのガイドラインが改正されまして、撤去費の解約時の一括請求というものが禁じられたというところがございます。このため、原則的には残置を御案内しているというところですが、先ほど来申し上げておりますが、解約時に費用発生するという点に鑑みますと、かなり悩ましいところではあったのですが、そのような選択をしております。現時点においては費用負担の公平性という意味では課題が残る形なのではないかと感じているところがございます。

続きまして、8スライド目でございます。現在も特殊な状況にあるのかという点でございます。こちらの御説明をするに当たって、便宜的に利用終了後の回線の扱いの定義をさせていただいております。分岐端末回線における、いわゆる使い回しには2つの方法がございます。1つが「再利用」という、解約後に残置されている回線を使うというやり方。もう1つの「転用」というのは、事業者間で解約と新規のオーダーを連携して、同日中に使い回しを行う、いわゆる同時工事を行うというものでございます。こういった2つの方法があるというところがございます。それぞれについて御説明でございます。

9スライド目が、再利用の御説明になってございます。この再利用というのは、実は我々がシェアドアクセスに参入した当初から存在しているスキームでございます。当時から、NTT東日本・西日本様の設備を使ったF T T Hアクセスサービスのプレーヤーの間では、全て再利用ができていたというところがございます。ここに書いてあるとおり、K D D I

とフレッツまたはコラボ間、またはシェアド・シェアド間、または再度我々が獲得した場合の使い回しといったものも全て再利用なのですが、これはできていたという状況でございます。

続きまして、10スライド目でございます。これが転用で、いわゆる同時工事と言われるものです。こちらにつきましては、NTT東日本・NTT西日本様との協議の結果、2010年から導入されております。この当時は、まだ我々とフレッツの2つしかサービスが存在しなかったため、その時には、全プレーヤーの間の転用ができていたというところでございます。参考として、フレッツのお客様から我々が獲得した場合に転用がどのくらい使われていたかという履歴がございましたので、コラボ台頭前、2015年の履歴ということで、数字を構成員様限りで出させていただきます。かなり高い確率で転用は実施されていたということが御覧いただけるかと思っております。あと、コラボ光につきましては、現状、協議中でございます、まだこれは実現できていないというところでございます。

続きまして、11スライド目、こちらは御質問いただけていないのですが、これまで御説明したとおり、再利用または転用という形で、既に我々が残した残置回線を使っていただけのスキームがございますので、その実績がどうなっていたかというところで、構成員様限りで数字をお示しさせていただきます。御覧いただけるとおり、少なからず利用いただいているのかなと考えてございます。

続きまして、12スライド目でございます。まとめということで、先ほど来申し上げていますが、当初より再利用ができていたということ。また、2010年から転用もできていたということ。また、先ほど数字を見ていただいたとおり、少なからず再利用いただいているというところもございます。こういった点を踏まえまして、我々としましては、この分岐端末回線が他の接続機能と比して、専属的な利用というものを根拠とした特殊な状況にあったとは考えられないのではないかと考えております。このため、接続料の算定方法または設備の運用方法について早急に見直すべきではないかと考えているところでございます。

13スライド目でございます。では、どのように接続料の算定方法を見直すべきかというところでございます。特殊な状況というのは解消されているというのであれば、既に他の接続機能と算定方法を分ける根拠はないということかと思っておりますので、そういったしますと、網使用料という形で、他の接続料と合わせるべきではないかと考えているところでございます。

1点補足ですが、左下のところで、「網改造料に準じた算定」という箱の中で、『網使用

料』という位置付けであるにも関わらず」と書いてありますけれども、実は分岐端末回線につきましては、本来網使用料という位置づけでございます。その中で特殊性を鑑みて、残置または撤去の場合のルールが特別に設けられているというところでございますので、特殊性がなくなったということをもって今回戻すということになるわけですが、まさに戻すということであって、これは、ルールを見直すということとは少し違うものだと考えているところでございます。

続きまして、14スライド目、15スライド目につきましては、事務局におまとめいただいた資料を引用させていただいているものでございますので、説明を割愛いたします。

16スライド目でございます。工事判断主体については、現在、解約があった場合の残置・撤去の判断を接続事業者のほうで行っております。ただ、この場合、接続事業者側では自分の設備の状況しか把握できないので、各住宅に何本引き込まれているのかや、将来的な再利用の可能性、また転用の可否などについては知るすべがないという状況でございます。この点に鑑みますと、最適な工事判断を行っていただくためには、NTT東日本・西日本様のほうで工事判断していただくということが、この課題を解決するということにつながるのではないかとということで、網使用料化するということが適切なのではないかとして結ばせていただいています。

17スライド目でございます。このように、NTT東日本・西日本様によって全体最適な工事判断というものができるということになれば、不要な残置回線の増加の抑止であるとか減少に資するということかと考えておまして、これは1つ大きなメリットではないかと考えております。また、お客様への影響、このスキームを変えることによってお客様に影響はないのかといったところがございますが、現在、そのほかの接続機能では、同様な運用、つまりNTT東日本・西日本様のほうで工事判断を行うというのが既にありますので、お客様への影響は特段ないのではないかとすることを想定してございます。

続きまして、18スライド目では、見直し対象はどの範囲なのかというところでございます。我々としたしましては、専属的な利用というものが、どこで解消されていたのかというところを考えますと、実は当初から解消されていたのではないかと考えられると思っております。そうしますと、既存の残置回線及び今後発生する残置回線全てが見直しの対象なのではないかと考えてございます。ただ、誤解のないように補足いたしますと、これまでお支払いしてきたお金に遡及適用するところを求めているわけではございません。ルールの見直しがあったときに、残置回線の費用として認識されるものがございま

すので、その費用から新しいルールで算定した料金、月額料金になるわけなのですが、こちらでお支払いを始めたいということをお願いしているというところがございます。

最後、19スライド目でございます。このルールを入れた場合の効果ということで、まず①として、お客様向けの効果というところですが、論点4で、工事主体をNTT東日本・西日本様に移すことによって、不要な残置回線の減少といった効果も期待できるというところを述べさせていただきました。これによって、全体のコストの削減、ひいてはサービスの創意工夫にも寄与するのではないかと。また、数が減れば、ケーブルの垂れ下がり等の保安上のリスクも減るのではないかと。ということでございます。

また、事業者間の競争促進ということで、今現在は接続事業者のみが、残置の維持費、撤去工事費の負担をしているという差分がございます。それによって、先ほど来申し上げておりますが、大きな積み上がりもあるというところがございます。このルール変更によって、接続事業者・卸先、接続事業者間のイコールフットィングを確保できるということが1つの大きな効果であります。また、「接続事業者の参入障壁の軽減、事業予見性の向上」と書きましたが、まず予見性という意味では、我々もそうですが、どのぐらい残置が発生するのか、要するにお客様がどのぐらいやめていってしまうのかといったところを先読みすることはなかなか難しいというところがございますし、網改造料という整理になりますと、もし事業を撤退するといったような場合まで考えますと、全てについて未償却分を清算する必要があるのかどうか、または残置してしまったものを全部撤去するという必要があるのかどうかといったようなところについても懸念がございます。これによって参入を躊躇してしまう事業者がいらっしゃるのではないかと考えております。こういったものを解消するというをもちまして、接続・卸の間の競争上のバランスが維持されていくということで、ひいては競争が活性化し、サービスが多様化していくということではないかと。ということで考えております。

資料の御説明は以上でございます。

【辻座長】 どうも丁寧な御説明をありがとうございました。

では続きまして、ソニーネットワークコミュニケーション株式会社から御説明をお願いいたします。

【SNC】 ソニーネットワークコミュニケーションズの中尾と申します。

それでは、御説明をさせていただきます。

1ページおめくりいただきまして、2ページ目を御参照ください。

まず弊社につきましては、2013年から、ダークファイバーを利用してNURO光を提供しております。主にシェアドアクセスを利用して、右側の、色がついた地域で、サービス提供をさせていただいております。

続いて、左下3ページ目をおめぐりいただけますでしょうか。今回のシェアドアクセス方式における残置回線の状況につきまして御説明させていただきます。

3項目に分けてございます。まず残置回線の現況といたしましては、引込線の転用議論が現在進展しておりますので、それをもって特殊な状況は解消されつつあると理解しております。残置回線につきましては、次ページに載せてございますが、弊社でも拡大傾向、増えている状況で、接続事業者にとっては負担が大きくなっております。そのため、今後の競争促進等のため、見直しを検討する時期に来ているのではないかと考えてございます。こちらにつきましては、参入障壁の軽減や事業予見性等が得られるのではないかと考えております。

2項目めでございます。接続料の算定方法の見直しにつきましては、残置回線の維持管理費・撤去費用につきましても、ほかの接続機能と同様、個別ではなく、先ほどのKDDI様の御説明と同様に、網使用料への変更などについて検討が必要ではないかと考えてございます。この際、既存回線についても対象を含めるべきと考えてございます。

3項目めでございますが、残置回線の取組の進め方でございます。業界全体で残置回線のコストを減らしていくということが必要になると思いますので、この取組を続けることで、全体でのコスト減を、さらにこれを接続料に仮に転嫁する場合には、接続料自体が低減されるような形に、ひいては利用者様の利益にもつなげていくべきと考えてございます。

1枚おめぐりいただいて4ページ目、残置回線数の推移についても、弊社分の回線数推移を構成員様限りで掲載させていただいております。

左下、5ページ目ですが、解約時の撤去についての考え方について、弊社のホームページを引用した形で記載してございます。

6ページ目でございますが、その他の項目といたしまして、今回の残置線の議論に関連して検討が必要ではないかと考える事項について、申し上げさせていただきたいと思いません。

1点目が、NTT東日本・西日本様の維持管理費について、金額差が少しあるというところもございますので、今回の検討において、この辺りの内訳等についても御検討の中で見ていく必要があるのかなというのが1点目でございます。

2点目につきましては、将来、仮に残置線のシステム開発等、例えばダークファイバーの接続システムや、残置線を管理するシステムの改修が必要ということになった場合に、こういったものについても特定の事業者が負担するのではなく、今後は、回線使用料と同じく網使用料として使っていくべきではないかというところを記載させていただいております。

弊社の御説明は以上になります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。2社から御説明がございました状況については、光ファイバー、F T T Hができてから、例の8分岐の問題とも絡んで、初期の頃からその問題が継続してきているという長い事情を引きずっています。こういった残置回線の問題がここまで大きくなるということについては、問題の重要性というのを感じております。

それでは、ただいまの御説明につきまして、それぞれ構成員の皆様、御質問や御意見はございますでしょうか。よろしく願いいたします。

それでは、西村真由美構成員からお手が挙がっておりますので、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。御説明をありがとうございます。

この会議は接続料に関するお話ですが、我々消費者サイドで見ると、a uひかりについて、2022年7月以前までは3万円ほどの撤去費を強制されるという、少し悪目立ちしたような状況がありました。なぜかという点について、永らく疑問に思っておりましたが、歴史的な経緯などを含めてこういう状態になっているということが、今回の御説明でよく分かりました。網改造料を原則に戻すのか変更するのかという観点はありますが、網使用料にするということで、ある程度バランスが取れるようになるのであれば、ぜひ、していただくべきかと思いました。

また、どこまで遡及するのかというのは、改めて皆さんで議論していく必要のある話かと思っております。

以上、コメントです。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 S N Cさんへの質問です。私の理解では、S N Cさんの場合、壁面にボックスを設けて、そこから内側はS N Cさん自身が工事をされ、外側がN T T東日本・西日本さんに工事いただいていると理解しているのですが、資料の5ページの撤去工事というのは、これは両方撤去する場合ということであって、どちらか片側だけを撤去すると

いったオプションのようなものは現在、対応していらっしゃるのか、ということを確認させていただきたく思います。よろしく願いいたします。

【辻座長】 それでは今の御質問についてお答えがありましたら、お願いいたします。

【SNC】 ソニーネットワークコミュニケーションズでございます。撤去につきましては、両方撤去という理解でございます。以上でございます。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

【辻座長】 それでは佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 全般的な話を伺った中での意見としては、当初の特殊な状況、つまり専属的に利用するという前提が、現状では随分変わってきているため、網使用料の議論を進めるべきと思います。さらに、変わってきているだけではなくて、残置回線が残らないような仕組みをつくっていくということが大事と考えます。

KDD I さんに1つ確認です。転用については一部協議中のところがあるということですが、現状で言えば、KDD I から利用者がコラボに移る、そのときは必ずしも転用ができないということなのではないでしょうか。逆に、コラボに移った利用者がSNCに移ると、これも転用ができないために、またもう一本引く必要があるのか。あるいはこういった状況はほとんどもう解決されているのかどうか、現状の確認をさせていただきます。

また、転用ができなかった場合、利用者がKDD I からコラボのサービスに移るときに、もう一本新たに回線を引き直して、逆にKDD I の残置回線がそのまま残ってしまうという状況だと思いますが、それによりどういう問題が起こるのでしょうか。あるいは、そういう状況で、残置回線が増えつつあるというような理解でよろしいでしょうか。

加えて、転用ができない、あるいはできなかったために起こる問題として、ユーザー側に何か不便、不都合はあったでしょうか。例えば、転用できないと、会社を変えたとき移行と同時にサービスの提供を受けることができないことがある等、ユーザーとしてのデメリットは何かあったのかについて、KDD I さんに確認いたします。

SNCさんのスライド6のところに、NTT東日本・西日本の差異というのがありますが、この差異というのは、何をもちいて差異と言っておられるのか、確認させていただきます。差異について、詳細な内訳が分からない、内容が分からないということですが、残置の支払いについては、どこでどう決まっているのか、何らかの形で合理性がチェックされる、情報が提供されるといった機会はないのかということを確認させていただきます。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。ではまずKDDIさんから答え願えますでしょうか。

【KDDI】 KDDI、関田でございます。

まず、弊社のサービスからコラボに転用できるのかということについて、現在はできておりませんし、コラボからシェアドに対して、つまり我々KDDIやSNCさんに対しての転用ができるのかというと、今はできていないという状況でございます。

この状況でお客様が移転した場合に何が起こるのかという話ですが、ここは正確に確認したいので一旦持ち帰りますが、恐らくは使えないということになります。転用はできないので、もう一本引く方が早い場合には、そちらを選択しているのではないかと考えられます。または、先ほど申し上げた転用ではなくて再利用という形で、既にある回線が使える状況がある場合には、それを選択されているのではないかと考えられます。

お客様に対して何かデメリットがあるのかというところについては、お客様宅に何本も引くということになりますと、やはり建物に対する負荷といったものが懸念はされますが、専門的などころになってしまうので、持ち帰って確認させていただければと思います。

私からは以上です。

【佐藤構成員】 回答をありがとうございました。

現状では、KDDIからコラボに行くときは転用ができないが、NTT東日本・西日本は当然、コラボにお客さんが移ったときには、自らのネットワークで転用ができているということでしょうか。

【KDDI】 私がお答えしてよいのか不明ですが、できているのではないかと考えられます。

【佐藤構成員】 必要であれば、また追加質問等で確認させていただきます。ありがとうございました。

【辻座長】 ありがとうございます。今の転用ができないケースというのは、やはり専用設備ということで、8分岐のところから分かれていて、スプリッター等々の技術的な観点でできないのか、あるいは法制度やルールによって難しいのでしょうか。KDDIさん、答え願えますでしょうか。

【KDDI】 KDDI、関田でございます。

技術的にできないということではございませんので、運用上の問題で、どういうふうにお客様の新規と解約のオーダーをつなげるか、というところが一番大きな問題かと考えて

おります。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、SNCに対して1点御質問があったと思いますので、お願いいたします。

【SNC】 ソニーネットワークコミュニケーションズでございます。

御質問いただいた内容は、弊社の最後のページにございました、接続料の内訳についてであったかと思えます。こちらにつきましては、前回、事務局のほうでおまとめいただきました、11月30日の資料65—5の4ページに、光信号分岐端末回線の維持費用、または残置した場合の維持費用というのを載せていただいております、こちらでNTT東日本・西日本様の間で金額が異なっておりました。また、若干、NTT東日本・西日本様の残置と維持の金額も異なっているというようなところもありますので、そこも含めて確認した上で、網使用料化するという議論に入ったほうがよいのではないかというような意図でございました。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それから1点、維持管理費及び撤去費用の内容や項目の、正当性・妥当性について、法的なルールがあるのかどうか、事務局お答え願えますでしょうか。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

今御質問いただいた点につきましては、NTT東日本・西日本さんから毎年度、約款変更の認可申請をいただき、年明けから年度末にかけて審査するといったプロセスが毎年ございます。その中で、他の接続機能と同様に、残置費、維持管理費、撤去費についても、その根拠を含めまして御説明いただいております、その妥当性について総務省側で確認した上で、結果としての金額を、審議会で諮問する際の資料としても掲示しているというものでございます。この東西差につきましては、また今後、NTT東日本・西日本さん側からのプレゼンの中でも、説明で触れていただきたいと考えてございます。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。東西間で差があるのであれば、NTT東日本・西日本さんとして合理的な説明があるかと思えますので、それをまた伺いながら、勉強を深めていこうと思えます。ありがとうございます。

【辻座長】 どうもいろいろありがとうございます。

それでは高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 KDDI様に確認なのですが、接続料の算定方法の見直しについて、

過去には遡及しないとおっしゃっていましたが、これは、これからの接続料の算定で見直しをしてほしいということであって、過去に過払いがあったといった観点から、それらを遡及して請求するといった話ではないとの理解でよいでしょうか。

【辻座長】 それでは、KDDI お願いいたします。

【KDDI】 御質問ありがとうございます。

その御理解で結構です。過去分については既に、そういった整理の中でお支払いしてきましたので、そこまでの再整理を求めるものではございません。今後の算定において、その見直しとなったところから新たな算定をしていただいて、新たな支払い方法で支払うということを考えております。

以上です。

【高橋構成員】 ありがとうございました。

【辻座長】 それでは関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 記憶が曖昧で、事務局に補足いただければと思いますが、過去に屋内配線の使用について共通化を図って、事業者が変更したときにも、宅内の工事が不要になるといった整理をしたような記憶がございます。もし記憶が正しいとすると、最終ユーザーのスイッチングコストを下げるという意味でも、残置回線について全体の中で撤去を減らすためには、やはりNTT東日本・西日本さんが全体を見られる立場から最適解を生み出すということにつながるものが、ユーザーの利益にもつながるように思います。したがって、基本的に、網改造料から網使用料へ変更し、過去には遡及しないというような方向で解決を図るということについて私は賛成でございます。

以上です。

【辻座長】 事務局、何か今のお話の関連で御回答はございませうか。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。現時点で確認が取れてございませんので、今御指摘いただいた点につきましても、次回以降の会合の場で、改めて事務局で整理いたします。

【関口構成員】 よろしく申し上げます。

【辻座長】 お願いいたします。

確かに、転用等々ができなければ、屋内まで2本の光ファイバーが走るということで、これは、国民経済的に非常に不効率になりますので、ぜひともそういうことのないように、あるいはそのような問題が減るように、今後、議論させてもらいたいと思います。ありが

とうございました。

○ 着信事業者が設定する音声接続料の在り方について

【辻座長】 それでは4つ目の議題であります。着信事業者が設定する音声接続料の在り方についてに移りたいと思います。

本件につきましては、第64回会合において複数の事業者から、その他、本研究会で取り上げるべき検討事項として提示がございました。今回は、問題提起を踏まえた具体的な検討項目及びスケジュール案につきまして事務局より御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。それでは事務局、お願いいたします。

(事務局より資料66-5に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。ビル&キープ制度の導入に当たって、問題の背景、問題の主題、そして論点整理案が提示されましたが、それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございました構成員の皆さん、どうぞよろしくお願いたします。では高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 資料の2ページのところの、ビル&キープ方式の選択のところ、①公正競争上の懸念事項はあるのかということ、現在、事務局で何か懸念されている、想定されていることがあるかということが1つ目の質問です。もう1つが、②についてです。例えばトラヒック・ポンピングへの関与などが疑われるということがありますが、疑いがあるというのを認定する主体は総務省なのかという、この2点を事務局に質問したいと思います。よろしくお願いたします。

【辻座長】 それでは、御回答をお願いいたします。

【片桐料金サービス課長】 事務局、料金サービス課長の片桐でございます。高橋先生、御質問ありがとうございます。

まず1点目でございますが、現時点でビル&キープ方式を指定設備設置事業者が選択可能とすることについての公正競争上の懸念事項でございますけれども、現時点で事務局として、これとって大きな公正競争上の懸念事項については思い至っておりません。基本的にNTT東日本・西日本さんが不当に接続料を高く設定できないように、NTT東日本・

西日本さんの接続料をコストベースにするということが今の仕組みでございますが、そもそも接続料のやり取りをしないということであれば、そういったことが生じないということでございますので、現時点において明らかに公正競争上の問題があるということはないのではないかと考えておりますが、またこれは今後、各社のヒアリングを通じて明らかにしていくことが必要かとは思っております。

2点目ですが、トラヒック・ポンピングへの関与が疑われる事業者を誰が判断するかということについてですが、現時点で何か特段腹案を持ってこの論点を作っているわけではございませんので、この点についても、必要に応じて今後、議論をしていただければと考えてございます。

私からは以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。佐藤構成員お願いいたします。

【佐藤構成員】 ビル&キープの話が出てきて、音声接続料においてはビル&キープというのは確かにオプションの1つだと思います。そういう意味では、議論すること、それなりに学ぶところはあるだろうとは思っています。

また、ビル&キープの問題というよりは、今の音声接続料にどんな問題があるのかというところを、一回考えておいたほうがよろしいかと思えます。接続料水準が問題なのか、各社の接続料の違いに問題があるのか。昔からNTT東日本・西日本と他社を比べて、あるいはモバイルもいくつかの企業の接続料において、本当にコストベースなのかという議論があったように思いますので、音声接続料の今の問題というのも整理しておく必要があるかと思えます。

戻ると、スライド1に、やはり競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進めることが適当と書いてありますので、この辺、大事な視点として議論を進めたい。そういう意味ではトラヒック・ポンピングは副次的に出てくる問題だと思っておりますので、競争という視点で、議論を進めたいところです。

総務省へのお願いになりますが、海外の主要国の事例・現状について、ビル&キープや、それ以外の手法もありますので、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツといった諸外国において、どのように音声接続料を設定しているか、あるいはどういう水準で決まっているか確認いただきたい。また、もし分かれば、トラヒック・ポンピングに関して、ビル&キープを導入していない国でも問題になっているのか、あるいは具体的な対応が進められていたりする可能性がありますので、そうした状況を一度整理いただきたいと思えます。

アメリカでは昔、アクセスチャージとターミネーションは分けて接続を見ていたもので、ビル&キープがどういうところに具体的に入ってきているのかということも含めて、議論のベースとなる情報の整理を総務省にお願いしたいと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

では、続きまして相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 アカデミックな立場から言いますと、ネットワークのオペレーションというのは規模の経済性がかなり効く分野ですので、各事業者が、原価プラス適正利潤ということで接続料を設定するとしたら、大きい事業者ほど安く、小さい事業者ほど高くなるのが自然であるということと言えると思います。それであったとしても、やはり精算の手続にかかるコストというのがかなりあるということで、その差があったとしても、精算のコストがないほうがいいということで、ビル&キープを合意の上、選択するということは、もちろん、小さな事業者の選択肢としてあり得ると思うのですが、懸念される点としては、やはり大手事業者からの無言の圧力によって、本当は少し高い接続料をもらいたいが、強制的にビル&キープを選択されるというようなことがあるとするとまずいのではないかという観点で、今後ヒアリングするときにも、IP音声接続を行う東西のPOIで接続される事業者が30社ぐらいあったと理解していますが、小さめの事業者の意見というのもぜひきちんと聞いていただければと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。御指摘の点は非常に大事だと思いますので、慎重に議論していきたいと思います。

それでは酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 非常に単純な初歩的な質問なのですが、例えば現行制度の下で、今、A社の利用者からB社又はC社に発信することを考えたときに、B社の場合とC社の場合で、当然着信接続料が違うわけです。もちろん発信側の端末も相手がこの事業者か分からないのですが、このときに、相手がB社かC社によって通信料が変わるということをしているところがあるのでしょうか。あるいは、接続料の違いは全てならして、発信はいくらというふうに決まっているのでしょうか。

【辻座長】 事務局お願いいたします。

【前田料金サービス課課長補佐】 今回の御質問に関しましては、事務局資料4ページの

下側の図の接続料の赤い部分の中に、B社に対する接続料の支払いのコストや、C社に対する接続料のコストといったものが入っていると思っております。ですので、全体として、A社が採算が取れる範囲で、発信者である自社のユーザーに対して料金を設定しているという構造ですので、個別に分けているという状態ではないと認識してございます。

【酒井構成員】 では、発信側はもちろん相手がどこの会社に行っているか分からないわけですが、それに対して、一般的には別の料金にしていることはないと思ってよろしいでしょうか。

【前田料金サービス課課長補佐】 内容についてですが、例えば、固定に対して発信する場合とモバイルに対して発信する場合で、発信の際の料金が違うということは、実務上あり得るかと思えます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、相田構成員お願いいたします。

【相田座長代理】 今もございましたように、明らかに接続料水準の違う場合、対固定何とか、対モバイル何とかなどでは、料金設定が違うことになっていると思えますし、料金設定権が昔、着信側にあった頃には、フレックス課金というのでしょうか、着信先が何であるかということでもって、きめ細かに通話料が変わっていたということもありましたが、現状では料金設定権が発信側になりましたので、そういう、固定なのかモバイルなのかといった、ごくごく大ぐくりな料金設定になっていると私は理解しております。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、追加質問やコメント等がございましたら、12月27日までに事務局に送っていただきますと、取りまとめて、また御回答の準備をしていただきます。

それでは最後に、次回の会合につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【辻座長】 それでは、本日の議題はこれもちまして終了したいと思います。

では、本日はどうもありがとうございました。

以上